

平成20年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議 事 日 程 (第1号)

平成20年1月21日(月曜)午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名人の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 平成19年度南会津町一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	10 番	渡 部 忠 雄	議員
11 番	湯 田 秀 春	議員	12 番	星 登 志 一	議員
13 番	星 和 男	議員	14 番	平 野 昌 盛	議員
15 番	阿久津 梅 夫	議員	16 番	渡 部 東	議員
17 番	芳賀沼 順 一	議員	18 番	菅 家 幸 弘	議員
19 番	大 竹 幸 一	議員	20 番	児 山 寿 明	議員
21 番	五十嵐 司	議員	22 番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	宍 戸 英 樹	直轄政策室長
湯 田 タマイ	会 計 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企画観光課長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住民生活課長	室 井 裕	健康福祉課長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環境水道課長
森 秀 一	農 林 課 長	渡 部 文 政	農業委員会事務局長
長 沼 芳 樹	学校教育課長	酒 井 直 伸	生涯学習課長
星 安 晴	舘岩総合支所長	横 山 孝 夫	伊南総合支所長
五十嵐 竹 則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	議 会 事 務 局 長	馬 場 秀 成	事務局長補佐
---------	-------------	---------	--------

午前10時00分開会

開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労様です。只今の出席議員は 22 名であります。只今から平成 20 年第 1 回南会津町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、8 番 楠正次君、18 番 菅家幸弘君を指名いたします。

会期の決定

○渡部康吉議長 次に日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決しました。

議案第 1 号 平成 19 年度南会津町一般会計補正予算（第 5 号）

○渡部康吉議長 次に日程第 3 議案第 1 号 平成 19 年度南会津町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 平成 20 年第 1 回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には年の始めにあたり何かとご多忙の中にもかかわらず、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今臨時会は、原油価格の高騰により急激な灯油価格の高騰に対して、負担感が高い低所得世帯等における暖房用灯油の購入を支援するため、その福祉灯油緊急支援経費について一般会計に措置するため補正予算を提案するものであります。

それでは、提案いたしました議案について、説明を申し上げますのでよろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議案第 1 号 平成 19 年度南会津町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明を申し上げます。本補正予算は歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 129 億 7,950 万 4 千円とするものであります。その内容は、歳入で第 15 款県支出金では福祉灯油緊急補助事業補助金で 200 万円の追加補正であります。一方、歳出につきましては、第 3 款民生費で福祉灯油緊急支援扶助費として 760 万円の計上で、事業計画といたしましては、対象世帯を 1,520 世帯と見込み、一世帯あたり 5,000 円を支援するものであります。第 14 款予備費は歳入歳出の関係で 560 万円の減額補正で対応をいたします。

以上、提案をいたしました議案の内容についてご説明申し上げましたのでよろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

19 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 何点か質問いたします。この福祉灯油につきましては、私も年末に議会の終わった後に要望しておきましたので、大いに賛成でありますけれども、内容につきましてもう少し詳しく伺いたいのは、まず一つは、補助金が 200 万もらえると、歳出のほう

が 760 万となっておりますが、たしか新聞なんかでは国、県のほうから半分補助があるとみた記憶があるんですが、760 万円の半分でないのかなと思ったものですから、その辺、どんなふうになっているのか、まず 1 点伺いたいと思います。

それから、もう一つは 1,520 世帯かける 5,000 円という話がありましたが、1,520 世帯についてですね、どういう基準なのか、所得の低い世帯だと思うんですが、なんかの基準があると思うんですが、基準をもう少しわかりやすく伺いたいと、3 点目は、例えば一例上げますと、私、雑草の会の会員にもなっているんですが、障害者の団体とかそういうところでなかなか経費が膨らんで大変だという要望もありましたので、そういうところにも支給してはどうかということを要望しておきましたが、この辺はどんなふうになっているのか、普通の一般家庭のみなのか、その辺 3 点ほど伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。ただいま 3 点ほどご質問ございました。その中で私からは 3 点目の障害者団体への支給に対する検討経過について説明をさせていただきます。

今回については、先ほど提案をいたしましたように各世帯に対する支援をしていきたい、しかし、議員の方から、前からある意味では要望もありましたので、各施設についての検討もさせていただきました。町から助成支援している組織、団体等がございます。これらについて、公平性を確保しながら支援をしていくという段階では、現段階ではなかなか踏み切れなかった。しかし、緊急性があるかどうかの問題を含めまして、この後、どのような対応ができるのか、さらに継続して今検討をしている状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、他の 2 点については担当課長のほうから答弁をさせます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 お答えいたします。私の方からは 2 点についてお答えしたいと思います。まず第 1 点目の財源の問題でございますが、これにつきましては、今回県の補助金 200 万万円を計上しておりまして、お話がありましたとおり町の一般財源相当分の 2 分の 1 を特別交付税で措置するような財源のフレームとなっております。ただし、特別交付税でございますので、災害ですとかこういった問題ですとか特殊な財政需要に基づいて限られた財源を配分することになっておりますので、明確に今回の灯油の緊急支援事業の一般財源の 2 分の 1 が確実に措置されるということになかなかならない部分もございますので、全体的な特別交付税が現在 5 億 9,000 万ほど見込んでおりますが、3 月の交付を見ないとわからない部分もございますので、今回は不透明な部分については財源をしなかったとい

うことをございますのでよろしくお願いします。それから、2 点目の今回対象とします基準でございますが、今回は低所得者の暖房用の灯油の補助ということで考えておりまして、一つには住民税が非課税の世帯なおかつ高齢者の世帯、65 歳以上の方で構成する世帯ということでご理解していただいていいんですが、高齢者世帯。それから、障害者の世帯。それから 18 歳未満のお子さんを扶養しております一人親世帯。その 3 世帯を対象として、なおかつ住民税の非課税世帯ということで、その合計が先ほど申し上げました 1,520 世帯でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 19 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 それでは障害者の団体については、町長の方から引き続き検討していきたいという話ありましたので、引き続き検討をお願いしたいと思っております。障害者の話を聴きますと、灯油かかかってしょうがないので、子供を例えば 1 時間くらい早く帰すかなと検討もしたそうですが、そうもいかないだろうということで従来どおり運営しているそうですが、そうした実態を把握してほしいと思っております。二つ目の 2 分の 1 の問題につきましては、200 万については、内示といいますか行政用語では、そういうものがあつた金額ということでいいんでしょうかね。不透明な部分は上げなかつたということですから。そういった解釈で良いのか伺ひます。それから三つ目の基準については、大体わかりましたが、もう一つは最近新聞で載っているのは、生活保護世帯ですね、これについては冬期加算があるので、やらないところが多いそうですが、中にはやっているところもあると聞くんですね、冬期加算というのが実際どのくらいあるのか、もし数字を知つていれば伺ひたいと思ひんですが。案外小さいというんですね、そういうことのために生活保護世帯にもやっているという自治体もあると聞きますので、その辺の検討状況を伺ひたいと思ひます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 お答えいたします。まず 200 万円の補助金であります、これにつきましては、県の補助金でありますので県の方では 200 万円を上限といたしまして、2 分の 1 を補助するというので決定しておりますので確実な財源については今回補正をしたということでございます。したがひまして、再度の話しになりますが特別交付税につきましては、この補助金をいただいて、町として負担する部分、純然たる負担する部分の 2 分の 1 を特別交付税で措置するという事になっておりますので、特別交付税の性格上、まだまだ不透明な部分もございますので、財源が確定した段階で補正するという今回は上げてい

なかったということでございます。それから２点目でございますが、生活保護の関係でございますが、冬期加算につきましては数字を申し上げますと、世帯の人数によっても違うんですが、一人世帯の例を申し上げますと、8,960 円が冬期加算ということになっておりまして、人数が増えるにしたがいまして、それに上乗せされるというような枠組みになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 他にございませんか。7 番 星光久君。

○星光久議員 新聞なんかで他で見ると、灯油券を発行したり、現金で支給したりするんだけど、この辺はどのような形になるのか。現金にしたりするのか、それとも町独自の灯油券発行したりするのか。その辺。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 お答えいたします。支給の方法につきましては、現在各世帯を訪問しまして決定を含めまして、直接現金で支給したいとこのように考えております。

○渡部康吉議長 他にございませんか。2 番 渡部俊夫君。

○渡部俊夫議員 該当する世帯が 1,520 件というのはわかったんですが、これの内訳をわかれば教えていただきたいと思います。65 歳以上のみの高齢者世帯が何件で、障害者世帯が何件で、一人親世帯が何件という中味がほしいですね。それから後、障害者の世帯ですね内訳といいますか、例えば手帳、1 級または 2 級の方が同居している世帯だとか区分があると思うんですが、それもあわせてお知らせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 お答えいたします。まず今回助成の対象としている世帯の内訳でございますが、まず 65 歳以上の方のみで構成する高齢者世帯につきましては 1,250 世帯、障害者世帯につきましては 210 世帯、それから一人親世帯につきましては 60 世帯ということで合計 1,520 世帯となっておりますが、今現在で把握している数字でございまして、今後実態調査等によりまして、当然のことながら数字は動くのかなと思っておりますが、今現在想定しているのがこのようなところでございます。それから、2 点目の障害者の世帯の関係でございますが、これにつきましては、それぞれ身体、知的、精神があるんですが級に関わらず手帳を所持している方、全てを対象として考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 他にございませんか。12 番 星登志一君。

○星登志一議員 1 点お伺いいたします。今回の補正については、一応低所得者が対象であるということなものですから、まず低所得者であって、先ほど課長が言われた 3 点に合致するものという説明でしたけれども、低所得者、いわゆる住民税が非課税になっている人でこの 3 点に合致していない人はどのくらいいるのか、それについては、町としては特別に国の方針以外に町独自に補助するような考えはないのかどうか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 お答えいたします。今回、住民税非課税世帯ということを前提とした低所得者対策ということでございますが、今回一番多い高齢者世帯についてお話をさせていただきますと、今現在高齢者のみの世帯が、去年の 4 月 1 日現在で約 1,600 世帯ございます。今回 1,250 世帯でございますので、率から申しますと 76 パーセント相当の方が該当するというような状況になっております。ただ、障害者世帯につきましては、そこまでの所得の調査は緊急性がありまして、なかなかそこまでは対処をできなかったのですが、高齢者世帯につきましてはその様になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。それから漏れる方、住民税の課税されている方への考えでございますが、これにつきましては今回、あくまでも低所得者の部分の民生費の安定を図るための目的で考えておりますので、現段階では先ほども申し上げましたとおり、さまざまな状況が考えられますので、これだけということだけでなく、いろんな面から確認をしながら補助の在り方について検討したいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12 番 星登志一君。

○星登志一議員 すみません、私の質問の仕方が少し悪かったみたいなんで、私の認識が違うのか、その辺を質問しながらお答えいただきたいと思います。一つは私の認識としては、今回ののは低所得者に対する補助ですと、低所得者の中でも高齢者の世帯、それから障害者の世帯、一人親の世帯に合致するところだけですよ、というような解釈を私はしたわけです。ただし町の方では低所得者といわれる人、例えば極論からいうと、はたちで低所得者だと、あるいはお金がなくて住宅に入っているけど、まあちょっと対象から抜いたほうがいいと思うんですけど、住宅のお金が払えないとか、水道払えないとか、そういつたいいわゆる全体の低所得者はどのくらいいるんですかという質問なんです。だから私のいうことは、こういった人にも支給すべきでないかという考えで今質問しているわけなんです。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 お答えいたします。今回対象としています以外の低所得者等についても、いろんなお話し出ていますが、全体的なですね、例えば町民税の非課税世帯がどのくらいあるのかまでは、この場ではつかんでおりませんが、お話ありました内容も踏まえて、本当はしたいと考えておりますが、いずれにしましても助成をする場合については、どこかの線で一定の基準をひかなければならない、さらには財源的な問題等もございますので、総合的に判断をしながらですね、今回の灯油の支援事業に加える部分が仮にできれば、それについては検討したい。ただ、いずれにしましても緊急性の問題で冬期間の厳冬期を迎えまして灯油がもっとも必要な時期でございますので、時期を外すわけにもいきませんので、なるべく早くこのようなことについても検討を加えていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12 番 星登志一君。

○星登志一議員 私はいつも常々行政で一番弱いのは、現状の把握ができていないということ。まさに今課長の答弁はそのとおりだと思います。これは町独自でこういったデータを常日頃つくっていただければすぐに大体どのくらいの予算が必要ということがでると思うんです。TKCあたりに全てデータをまかせてつくってもらってやっているから、こんなふうになるわけなんです。やっぱり行政として、私は今後もこういったことがでてくるんで、行政独自でうちの町では、例えば年収 200 万以下の人はいくらだとか、250 万以下はいくらだとか、ぽっとコンピュータをたたけば、すぐでてくるようなシステムづくりをしていかないと、こういった緊急時には私対応できないと思うんですよ。今課長の答弁にあったからあれですけど、町長のほうのお考え方としては、今後、今課長検討するという話しだったんですけど、町長の方の考えとしてはどんなお考えをお持ちかお答えいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。結論から申し上げますと、私も行政評価をしっかりとしていかなければならない、検証しなればならない。検証したものに再度改善を加えながら、政策執行していかなければならない観点からすれば、行政を経営するということの視点でいくことが大事なんでありまして。その中で絶えず実態を把握しておかなければ、手は打てない。そのことについては、私もこれまで職員、特に幹部職員については、再三申し上げてきたところであります。しかしながら、議員もご存知のとおり合併後、かなり

厳しい状況の中で、15 パーセントの補充率の中で、職員の体制を整えようとしております。それが職員の負担になっている部分もわたし的には感じておりますので、そういうところに配慮しながら、今後できるだけ早い機会にこの現状把握についての体制を整えていきたいと思っております。その上で、今回先ほど大竹議員からありましたが、これで今回の支援策が終了するんでなくて、今回大きな気付きあるいは社会的な変化に対応する一つのヒントをいただいた、きっかけをいただいたとこういうことでございますから、引き続き検討をしていきたい、その検討の内容については、先ほどいろいろお話しありましたが、子育て中の方々もなかなか厳しい状況だ、こういうところのも検証の手を加えようと今進んでいますので、今後財政との調整をしながら前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 他にございませんか。7 番 星光久君。

○星光久議員 さっき質問してもらったんですが、今度のやつはあくまでも福祉灯油ということで、いわく付きの補助なんだよな、それで現金くれたからって、使い道なんでもいいのか、現金交付しちゃて灯油買わなかったという形、現金もらったはいいけど、もらった人喜んじゃって灯油を買わなかったり、あくまでも福祉灯油なもので、灯油買わなくていい、何に使ってもいいものか、現金だから区別はできないと思うが、その辺。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 答えいたします。各市町村によってやり方がかわりますが、灯油券を配るところもあります。私の方の補助につきましては、基本的には今回の 5,000 円という金額につきましては、12 月から 3 月までの灯油の平均的なですね使用量に対して値上がり分を 5,000 円ということで試算しております。したがって、当然、平均的な数字であれば、冬期間 5,000 円分余計に負担しているわけでございますので、それに対しての助成ということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 他にございませんか。

（「なし」と言う発言あり。）

○渡部康吉議長 質疑を終わります。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と言う発言あり。）

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

○渡部康吉議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、平成 20 年第 1 回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 10 時 30 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

平成 2 0 年 月 日

南会津町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員